

議員提出議案第 11 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和元年6月26日

提出者 立川市議会議員 伊藤大輔  
瀬 順弘  
山本みちよ  
若木早苗

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

世論の強い要望があり、また、世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改姓にともなう煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による苦痛、事実婚による婚姻の形骸化、非婚化や少子化など様々な問題が生じています。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分けは、管理・事務側での手間とコストの増大を招いています。また通称併記による対応は、改姓した側の婚姻状態を知らしめることになりプライバシーの侵害につながります。

なによりも夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません。1876年日本の民法において初めて夫婦の姓のあり方が規定された時、武家の慣習に倣い「夫婦別氏(姓)」と定められました。ところが1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家制度」のもとで「夫婦同氏(姓)」を制定。この家制度は戦後まもなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立するもの」と再定義されました。そこで1970年代から約40年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきました。1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、未だに法改正に至っていません。

また、2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と述べました。しかし3年が経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。つきましては、選択的夫婦別姓の法制化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月26日

立川市議会  
議長 佐藤 寿宏